

「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 瀬戸法に規定される栄養塩類管理制度を実現するために、相互に影響がある近接海域の管理について検討を行い、府県による各湾灘での計画の策定推進の土台とする
- ② 瀬戸法で自然海浜保全地区の指定対象が拡充されたこと、また30by30の目標達成にむけたOECMの活用やブルーカーボンの吸収源の確保、大阪万博やローカルブルーオーシャンビジョン等、藻場干潟の保全・再生に対する必要性・地域のニーズが拡大していることを踏まえ、瀬戸内海等の水環境・水産資源の保全・再生と利活用の好循環を創出し、藻場干潟が有する多面的機能を最大限発揮する「令和の里海づくり」活動の推進を更に強化する。また、府県による各湾灘での計画策定の推進や藻場・干潟の保全活動等の各地域の取り組みを後押しする
- ③ 瀬戸法に規定される気候変動による影響等を踏まえて、具体的な対応策の検討を行う

2. 事業内容

令和4年に改正法が施行された瀬戸内海環境保全特別措置法等を踏まえ、豊かな海の実現に資する栄養塩類管理制度の実現、地域の里海づくり活動の後押し及び気候変動適応に資する炭素吸収量の把握等の事業を実施する。

①地域における豊かな海づくりの促進(継続)

・地域独自の栄養塩類管理や海づくりの方法やその効果を定量化し、ガイドライン等により知見を府県に提供

②里海づくりを通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討(拡充)

- (1)里海づくり活動等につながる府県の計画策定に対して補助
- (2)持続可能な活動の構築に向けた藻場・干潟の保全再生等と地域資源利活用の好循環型モデル事業の実施

③閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等(拡充)

- ・主要な閉鎖性海域を中心に藻場・干潟の分布状況を把握
- ・ブルーカーボンの観点を踏まえた閉鎖性海域における炭素吸収量等の把握

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業(②(1)以外)、補助事業(②(1))
- 請負先 民間事業者・団体(②(1)以外)、府県(②(1))
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

豊かさを実感できる海の再生事業 イメージ図

